

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 10 日

都道府県  
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中  
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における  
病児保育事業の取扱いについて（令和 2 年度）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

保育所等については、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により登園児童が減少している場合等であっても、保育所等における保育の提供体制の維持のため、公定価格等の減額を行わずに通常どおり算定し、施設の収入を保証することとしています。

病児保育事業については、子ども・子育て支援交付金において、年間延べ利用児童数によらず一律で設定されている基本単価と、年間延べ利用児童数に応じて適用される加算単価を合算した額を補助基準額として交付しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行の中で、延べ利用児童数が大幅に減少し、これまでの取扱いでは、適用される加算単価の額が減額となり、地域において必要とされる病児保育事業の提供体制を確保し続けることが困難な状況となることが想定されることです。

このため、令和 2 年度の病児保育事業に係る子ども・子育て支援交付金については、保育所等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等が生じている場合であっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持していくことが必要であることに鑑み、下記のとおり取り扱うこととします。都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

記

病児保育施設において病児保育の提供に必要な職員を確保するなど、サービスの提供体制を確保していると市町村が認める場合には、加算単価の適用に当たっては、市町村において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあつては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

なお、上記の新型コロナウイルス感染症の流行の下での措置は、令和2年4月から令和2年9月までの間の取扱いとし、令和2年10月以降の取扱いについては、別途お示しすることとする。

また、交付申請については、「令和2年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について」（令和2年5月20日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付事業第一係事務連絡）で令和2年7月31日（金）までをお願いしているところであるが、本事務連絡の取扱いを可能な限り反映していただくようお願いする。

以上

（子ども・子育て支援交付金の交付申請等について）  
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
TEL：03-5253-2111（内線38456）

（病児保育事業について）  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
TEL：03-5253-1111（内線4840）